

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.133

平成 25 年 8 月 12 日

知らない団体から「あなたは訴訟を起こされているので至急連絡をするように」というハガキが届きました。身に覚えがないのですが...

## 相談内容

【相談者 70代 男性】

昨日、突然、知らない団体から「内容確認勧告通知」というハガキが届きました。「あなたは業者から訴訟を起こされている。このまま放置すれば給料や財産が差し押さえられるので連絡するように。」との記載がありました。身に覚えがない場合でも連絡するようにとありますが、どのように対応すればよいのでしょうか...

## 対処方法

この事例の他にも、「訴状認可通達書」「紛争問題に関する確認依頼」などと題した架空請求の相談が寄せられています。

請求の内容は、「訪問販売会社に対する未納料」「契約違反」「紛争問題」などさまざまです。また、ハガキ、封書、電子メールなど、いろいろな手段で請求されます。

- ・相談者には、根拠のない架空請求が横行していることを説明し、身に覚えがなければ支払い義務もないため、支払わず無視するよう助言しました。
- ・郵送で請求を受けた場合は、業者は名前と住所を知っており、また、電子メールの場合は、メールアドレスを知っています。これ以上の個人情報(電話番号など)を知られないように、決して連絡をとらないでください。
- ・今後、業者から何らかのアクションがあった時のために、請求のハガキ、封書、電子メールなどは保管しておきましょう。また、執拗な請求や恫喝など悪質な請求を受けた場合は、すぐに警察に届け出てください。
- ・万が一トラブルになった場合は、一人で悩まずに、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

決して  
連絡をとら  
ない!



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890